

京都市住宅用家屋証明事務取扱規則の一部を改正する規則を公布する。

平成23年8月1日

京都市長 門川 大作

京都市規則第 22 号

京都市住宅用家屋証明事務取扱規則の一部を改正する規則

京都市住宅用家屋証明事務取扱規則の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則第2条第1項に規定する申請書の副本及び同規則第6条に規定する通知書（申請家屋が長期優良住宅の普及の促進に関する法律第10条第2号に規定する認定長期優良住宅であり、当該家屋が租税特別措置法施行令第41条の規定に該当することの証明を申請する場合に限る。）

第1号様式及び第2号様式を次のように改める。

第1号様式（第2条関係）

住宅用家屋証明申請書

(宛先) 京都市 区長		年 月 日
次の家屋が租税特別措置法施行令 <input type="checkbox"/> 第41条 <input type="checkbox"/> 第42条第1項 の規定に該当するものである ことの証明を申請します。		
申請者の住所		
申請者の氏名	⑩	
家屋の区分	<input type="checkbox"/> 新築されたもの <input type="checkbox"/> 建築後使用されたことのないもの <input type="checkbox"/> 建築後使用されたことのあるもの	<input type="checkbox"/> 認定長期優良住宅に 該当するもの
家屋の所在地		
家屋番号	番	
建築年月日	年 月 日	
取得年月日	年 月 日	
取得の原因	<input type="checkbox"/> 売買 <input type="checkbox"/> 競落	
申請者の居住の状況	<input type="checkbox"/> 入居済み <input type="checkbox"/> 入居予定	
床面積	平方メートル	
構造	<input type="checkbox"/> 石造, れんが造, コンクリートブロック造, 鉄骨造, 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> その他	

- 注1 該当する□には、レ印を記入してください。
 2 建築年月日の欄は、建築後使用されたことのない住宅用家屋を取得した場合は記載しないでください。
 3 取得年月日の欄は、住宅用家屋を新築した場合は記載しないでください。
 4 取得の原因の欄は、家屋の所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率の軽減を受けようとする場合にのみ記入してください。

第2号様式（第3条関係）

住宅用家屋証明書

第 号

租税特別措置法施行令 第41条
第42条第1項 の規定に基づき、次の家屋が当該規定に
該当するものであることを証明します。

申請者の住所		
申請者の氏名		
家屋の区分	<input type="checkbox"/> 新築されたもの <input type="checkbox"/> 建築後使用されたことのないもの <input type="checkbox"/> 建築後使用されたことのあるもの	<input type="checkbox"/> 特定認定長期優良住宅に該当するもの
家屋の所在地		
家屋番号	番	
建築年月日	年 月 日	
取得年月日	年 月 日	
取得の原因	<input type="checkbox"/> 売買 <input type="checkbox"/> 競落	

注 該当する□には、レ印がしてあります。

年 月 日

京都市 区長

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この規則による改正後の京都市住宅用家屋証明事務取扱規則の規定は、平成21年6月4日以後に取得した家屋について適用し、同日前に取得した家屋については、なお従前の例による。

(行財政局税務部税制課)